

ワコールグループ CSR 調達ガイドライン

2017 年 10 月制定

株式会社ワコールホールディングス

目次

I	はじめに.....	1
II	ワコール倫理規範	2
III	ワコール「CSR 基本方針」	4
IV	ワコールグループ CSR 調達ガイドライン	6
1	組織統治.....	6
2	人権.....	6
3	労働慣行.....	7
4	環境.....	8
5	公正な事業慣行.....	8
6	お客さまへの対応（消費者課題）	9
7	コミュニティへの参画及び発展	9

I はじめに

株式会社ワコールホールディングスとその連結子会社（以下当社といいます）は、「世の女性に美しくな
って貰うことによって、広く社会に寄与する」ことを自らの社会的使命としています。当社は、社会の要請
に応じてこのミッションを達成し、全てのステークホルダーとともに未来を築いていくにあたり、当社の事
業活動によって生じうる負の影響についてもしっかりと把握し、これを回避・軽減する責任を負っていると
考えています。

当社は、お客さまに愛される最高品質の商品を届けるため、理念や志を同じくするグループ内のサプライ
ヤーだけでなく、原材料や商品を製造する多くのお取引先の協力を得ています。従って、当社が事業活動の
あらゆる側面において社会的責任を果たしていくためには、当社商品の生産に関わる全てのお取引先と緊密
なパートナーシップを築き、「品質」「価格」「納期」のみならず、「人権」「労働慣行」「環境」「倫理」など
の社会的要求事項についても、お取引先とともに遵守・尊重しなければなりません。

このような認識の下、当社の調達活動への理解を深めていただくとともに、C S R活動の推進にご協力い
ただくために、「C S R調達ガイドライン」を制定しました。

国内外における社会の要請に機敏に反応し、サプライチェーンに関わる全てのお取引先が協力して社会的
責任を果たしていくことが、お取引先と当社共通の利益を最大化し、双方の持続的成長に資するものと考え
ます。お取引先各位におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、自社内での取り組みを実
践してくださいますことをお願い申し上げます。 また、皆さまのお取引先に対しても、同様のご理解、取
組み実践についてご要請をお願いいたします。

株式会社ワコールホールディングス

代表取締役社長

安原 弘展

II ワコール倫理規範

ワコール倫理規範（以下「本規範」といいます。）は、株式会社ワコールホールディングス（以下「ワコールホールディングス」といいます。）およびその連結子会社（ワコールホールディングスと併せて、以下「ワコール」と総称します。）の役員・従業員のための倫理規範を定めるものです。

本規範は、ワコールに所属するすべての役員・従業員が担うべき全世界共通の行動規範です。誠実で倫理的な行動や法令遵守が市場における信頼を盤石なものとし、企業の競争力を高めていくものであることを理解して、会社生活や日々の業務において実践していくことを求めています。

第1．総論

1 目的

本規範は、不正行為を防止し、以下の事項を推進することを目的としています。

- （1）誠実かつ倫理的な業務活動（利益相反行為の取扱いを含む。）
- （2）人権の尊重
- （3）環境との調和
- （4）社会との調和（外部への開示と伝達を含む。）
- （5）法令の遵守および国際行動規範の尊重

2 本規範の適用範囲

本規範は、ワコールに所属するすべての役員および従業員に対して適用されます。

3 本規範の遵守

役員および従業員は本規範を遵守しなければなりません。

第2．細則

1 （1）誠実かつ倫理的な業務活動

役員・従業員は、ワコールの業務活動において、誠実にかつ倫理的に行動しなければならないものとします。

（2）利益相反行為の取扱い

役員・従業員の自己または第三者の利益ゆえに、ワコールの利益のために行うことが妨げられる場合に利益相反が生じます。役員・従業員は、個人的な対価や関係から離れて、何がワコールにとって最善の利益となるかという観点から責務を遂行しなければなりません。

2 人権の尊重

役員・従業員は、相互信頼の前提となる基本的人権を尊重し、人権を侵害するような行為を行いません。

3 環境との調和

役員・従業員は、すべての業務活動において環境への影響を把握し、資源の有効利用や汚染の予防について継続的改善を図らなければなりません。

4（１）社会との調和

役員・従業員は、事業を展開する国や地域の文化および慣習を尊重するとともに、地域社会の発展のために貢献しなければなりません。

（２）外部への開示と伝達

役員・従業員は、公正かつ正確な企業情報を、適時適切にわかりやすく提供する責務を負い、ワコールホールディングスの役員・従業員は、ワコールが行う公表に関し、その内容が公正、完全、正確かつ理解しやすいものであり、かつ適時に行われるようにする責務を負うものとします。あわせて、役員・従業員は、社会からのワコールに対する評価や要望を受け止め、これを事業活動に役立てるよう努めなければなりません。

5（１）法令の遵守

役員・従業員は、ワコールが事業を行っている全ての国と地域の法律および規則を遵守しなければなりません。

（２）国際行動規範の尊重

役員・従業員は、その活動する国や地域における法令またはその施行が国際行動規範と対立する場合は、国際行動規範を尊重しなければなりません。

III ワコール「CSR 基本方針」

ISO26000 の 7 つの中核主題に沿った、ワコールの「CSR 活動基本方針」です。

CSR 活動の方向性を明らかにするため、制定したものです。（2013 年 6 月制定）ワコール「CSR 基本方針」では、CSR 活動を実践するために私たちがとるべき指針をまとめています。関係法令はもちろんのこと、「OECD 多国籍企業行動ガイドライン」や「国連グローバル・コンパクト 10 原則」、「ILO 中核的労働基準」などの国際行動規範を尊重しています。

1. 組織統治

ワコールは、すべてのステークホルダーの皆さまから信頼され、価値ある企業を目指して、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。国際行動規範を尊重し健全な社会規範に従い、経営の透明性・公正性を確保します。また、法令の遵守やコーポレート・ガバナンスなどの体制を強化し、ステークホルダーを尊重し説明責任を果たすことにより、皆さまに信頼される企業活動を行い、企業価値の向上に努めていきます。

2. 人権

ワコールは、創業以来、経営理念である「相互信頼経営」と「人間尊重の経営」を積み重ねてきました。人権を尊重するのは企業の責任であり、「自由に生きる権利」・「人間らしく生きる権利」という人権に対する基本理解を深め、企業活動を通じて実践していきます。個人の多様な価値観・個性・プライバシーを尊重し、人種・宗教・性別・国籍・心身障がい・年齢などに関する差別的言動や、暴力行為、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、また、児童労働・強制労働など、人権を無視する行為を未然に防止します。

3. 労働慣行

ワコールは、「相互信頼」の経営理念のもとに、従業員との信頼関係を深め、すべての従業員が生き生きとやりがいをもって働ける職場環境の仕組みづくりを進めています。各職場における従業員の安全・健康の管理、人材育成、多様な人材や価値観の受容、仕事と生活の調和、健全な労使関係の構築などを行い、「活力ある企業風土の創造」に向けた施策の充実を図っていきます。

また、労働に関する法令を遵守し、社会規範や国際行動規範を尊重し、就業規則などの人事規程を定め、各職場における働きやすい労働環境を整備していきます。

4. 環境

ワコールは、「地球環境を守ることは企業の責務である」との認識に立ち、環境保全に配慮した事業活動を推進しています。設計から、材料開発、そして生産・物流・販売までの商品の流れのさまざまな工程で、環境に配慮した取り組みを積極的に行い、環境負荷の少ない商品提供と汚染の予防に努めています。また、環境に関する法律・条例および自主管理基準を守り、環境教育を通して

従業員の意識向上を図り、環境保全活動に協力・貢献できるように努めます。そして、環境方針と環境保全への取り組み状況を一般に公開し、社会と一体となった活動を進めていきます。

5. 公正な事業慣行

ワコールのものづくりや営業活動は、得意先をはじめとして、さまざまな仕入先・委託先・工場などの協力によって支えられ、お客さまに愛される商品をお届けすることが可能になります。

公正な取引を行い、正々堂々と営業するために、国際行動規範を尊重し、各種法令および企業倫理を遵守します。具体的には、独占禁止法、下請法、景品表示法、薬事法、不正競争防止法などの遵守と、自社の知的財産権の保護・活用と他者の知的財産権の尊重などを徹底するとともに、教育啓発活動を行っています。

6. お客さまへの対応（消費者課題）

ワコールは、お客さま一人ひとりを大切にし、その「声」に誠心誠意お応えすることが務めであり、信頼を得る鍵であると考えています。お客さまの「声」に学び、商品やサービスの向上に反映させ、愛される商品・サービスを提供します。製品ライフサイクル（研究開発・製品企画・製造・販売・流通・お客さまサポートなど）のすべてにわたる業務の品質保証活動を徹底し、お客さまの権利を守り、消費者保護に関する法令を遵守し、安全と安心をお届けします。また、ホームページなどを通じて幅広い情報開示をお客さまへ行い、公明正大な活動を推進していきます。

7. コミュニティへの参画及び発展

ワコールは、地域社会の発展のために貢献することは、重要な社会的責任であると認識しています。地域社会の発展のために、ワコールが今日まで培ってきた独自の知恵・文化を広く社会で活かし、ワコールだからできる社会的活動を行い、ステークホルダーとの関係を重視し、コミュニケーションを深めていきます。

また、事業を展開するそれぞれの地域で、社会の要請・期待に応え、ワコールの強みを活かせる領域で、地域社会に貢献していきます。

IV ワコールグループ CSR 調達ガイドライン

本ガイドラインは、製品および材料の調達先さまに遵守をお願いする項目をまとめたものです。本ガイドラインの運用について、次の点にご留意ください。

(1) モニタリング

本ガイドラインに基づく CSR 活動状況のモニタリング(書面によるアンケート調査、現地調査等)を当社グループが実施する場合があります。

(2) フォローアップ

モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて改善計画を策定、是正処置を実施していただく場合があります。本ガイドラインに対する違反状態が是正されない場合には取引の停止・契約の解除を含む措置をとる可能性があります。

(3) 本ガイドラインの展開

皆さまの調達先さまにも本ガイドラインと同様の趣旨の展開及び取り組みの浸透・普及に努めていただきますようお願いいたします。

1 組織統治

(1) コンプライアンス

- 活動する国や地域の関係法令を遵守する。
- 活動する国や地域における法令またはその施行が国際行動規範と対立する場合は、国際行動規範を尊重する。

(2) マネジメントシステム

- 環境・社会（人権、労働慣行、消費者課題、公正取引、コミュニティ）に関する法令を遵守し、国際行動規範を尊重しながら事業活動を推進させるための管理体制を構築する。

2 人権

- あらゆるステークホルダーの人権を尊重する。

人権の尊重は、個人の多様な価値観・個性・プライバシーを尊重することを含む。さらに、社会的少数者（民族的・文化的少数者、性的少数者、移住労働者など）や社会的弱者（女性、子供、障がい者など）が、経済的・社会的利益を享受できるよう支援することを含む。

- あらゆる人権侵害に直接的・間接的に加担しない。
人権侵害とは、人種・宗教・性別・国籍・心身障がい・年齢などに関する差別的言動や、暴力行為、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、また、児童労働・強制労働などの、人権を無視する行為を含む。

3 労働慣行

(1) 従業員の安全・健康管理

- 従業員の身体的負担や、危険物、その他悪影響を及ぼすもの（騒音、振動、悪臭、熱、光）への被曝の状況に応じて適切な対策を講じる。
- 火災や自然災害のほか、事業活動に伴うリスクに応じ、適切な設備・技術・手段をもって安全を確保する。
- 従業員が利用する施設の衛生を適切に確保する。
- 従業員の健康に配慮し、適切な健康管理を行い、健康増進のための啓発に努める。

(2) 人材育成

- 従業員に、公平に差別なく、技能開発、訓練および実習を利用することによりキャリアアップする機会を与える。
- 従業員に適切な育成・訓練プログラムを実施する。

(3) 多様な人材や価値観の受容

- 従業員の人権を尊重し、差別やハラスメントを禁止し、これらを防止するための方針および、仕組みを適切に管理する。

(4) 仕事と生活の調和

- 従業員の勤務時間外の生活を尊重し、従業員が健康的、文化的な日常生活を送ることができるように、違法な長時間労働や過度な仕事の負荷を禁止し、仕事と生活の調和に努める。

(5) 健全な労使関係の構築

- 従業員が自由に結社する権利を尊重する。
- 労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての団体交渉権の行使を各国・地域の法令に基づいて認める。

(6) 労働関連法令の遵守

- すべての労働は自発的であり、自由に離職できることを認め、従業員に強制的な労働を行わせたり、最低就業年齢に満たない児童を雇用したりしない。
- 従業員の賃金、労働時間、休日、有給休暇の付与その他の労働条件について、各国・地域の法令を遵守し、適切に管理する。
- 従業員の賃金は法令の定める最低賃金を下回ってはならない。また、従業員が生活に必要なものを賄うことのできる賃金水準を考慮する。
- 外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）を雇用する場合は、関係法令を遵守し、外国人・移住労働者の人権侵害につながるような不当な労働管理を行わない。

4 環境

(1) 環境法令の遵守

- 環境の規制基準を遵守して、大気、水域、土壌への環境汚染を防止する。
- 国際条約または法規制で禁止されている化学物質は使用しない。

(2) 環境保全に配慮した事業活動

- 生産、物流等すべての工程で、材料、エネルギー、水の使用量の削減、ならびに、廃棄物や排水の再利用等、資源の有効活用に努める。
- 事業活動を行う地域の生態系に与える環境負荷を最小限にし、生態系へ不可逆的な影響が及ばないように適切に管理するよう努める。

(3) 従業員・社会とのコミュニケーション

- 従業員に環境保全に関する目的意識を持たせることで継続的な改善に努める。
- 環境方針と、環境保全への取り組み状況を社会に公開することに努める。

5 公正な事業慣行

(1) 公正な競争

- 公正かつ自由な競争を尊重し、各国・地域の競争法を遵守する。
- 私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合）、不正な取引方法（優越的地位の濫用等）等を行わない。

(2) 汚職防止

- 社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待の提供や受領など、不適切な利益の授受を行わない。
- 役員・従業員としての立場を利用し、会社の不利益のもとに個人の利益を図ることを行わない。

(3) 他者の財産権の尊重

- 他者が保有するあるいは他者に帰属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権を尊重し、不正な使用により他者の権利を侵害しない。

(4) 反社会的勢力の排除

- 反社会的勢力を排除し、一切関係を持たない。
「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、犯罪組織、テロ組織、その他これらに準ずる者等、社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える個人または集団を指す。

(5) 教育啓発

- 公正な事業活動に関する法令や国際行動規範、企業倫理を役員、および従業員に周知させる。

(6) 情報の適切な管理

- 個人情報や、機密情報を法令に基づき取り扱うとともに、外部に漏洩しないよう適切に管理する。

6 お客さまへの対応（消費者課題）

(1) 製品の品質の維持・向上

- 消費者に愛され信頼される製品・サービスを提供するため、消費者および納入先の声を取り入れ、品質の維持・向上に努める。
- 消費者に安全な製品を提供するため、製品への危険物の混入や有害物の使用を防止するための取り組みを徹底する。

(2) 情報管理

- 製品・サービスに関する正確な情報を納入先に提供し、消費者の安心・安全に努める。

7 コミュニティへの参画及び発展

- 地域社会に関連するステークホルダーとの関係を重視し、必要に応じてコミュニケーションを行う。
- 自社の強みを活かせる領域で、社会課題の解決につながる事業活動や社会貢献活動を自主的に行い、地域社会の発展に貢献できるように努める。

